



農地中間管理事業の 手引き ver.11

令和6年5月

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構

お知りになりたいことは？

1 農地中間管理事業とは

1 ページへ

2 農地中間管理事業の流れは

1 ページへ

まずは市町又は機構に相談しましょう！

3 農地を貸したい

2 ページへ

出し手の方

4 農地を借りたい

5 ページへ

受け手の方

5 機構集積協力金について

7 ページへ

機構を利用したときの協力金とは！

6 農地中間管理事業を利用すると

10ページへ

機構を利用したときのお得情報！

7 お問合わせ・資料の請求は

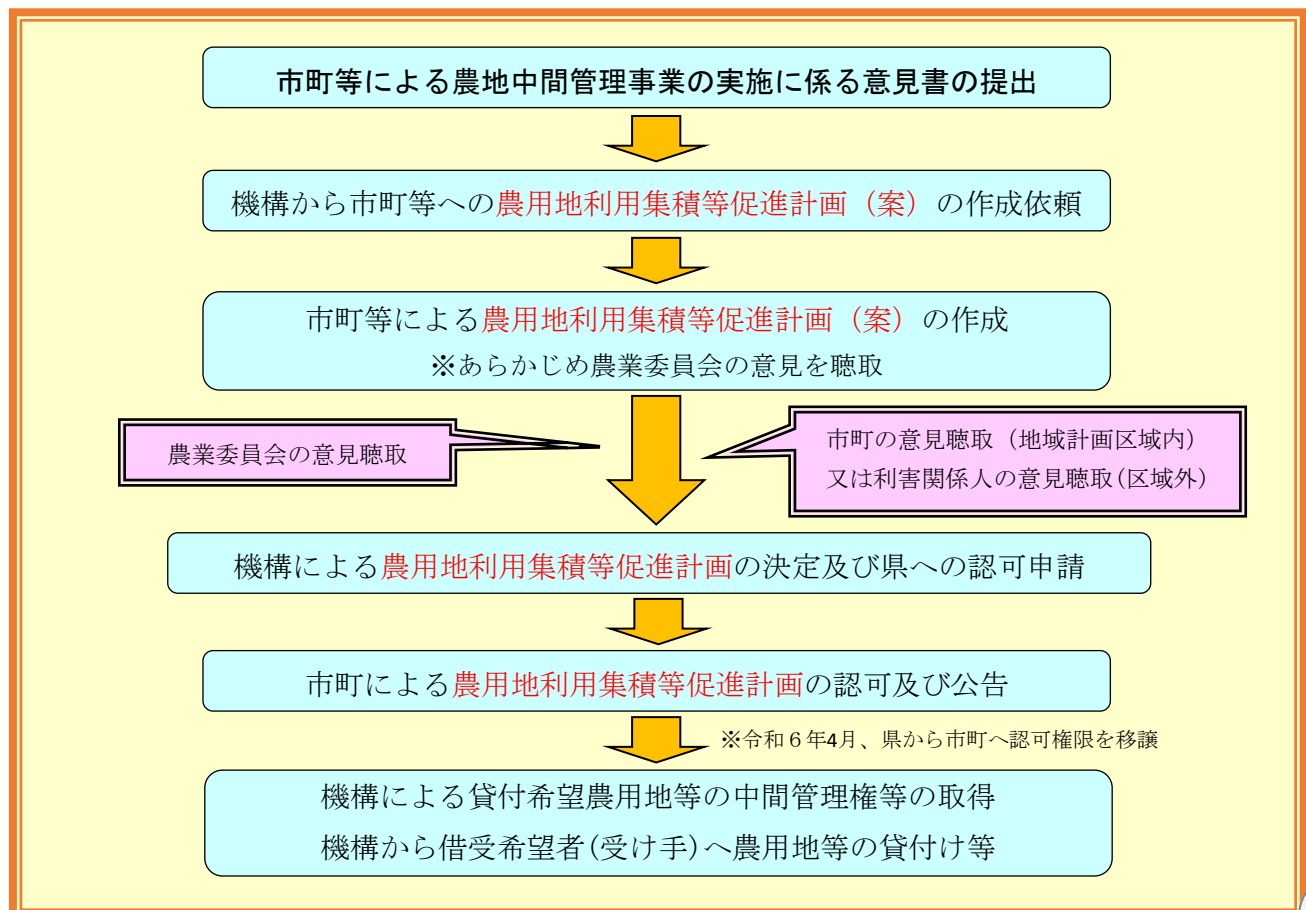
12ページへ

農地中間管理事業とは？

農地中間管理事業とは、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（農地中間管理機構）を通じて、農用地等を貸したい方（出し手）から、農用地等の利用集積を進めたい担い手の方（受け手）へ農用地等をお貸しする事業です。

- ◇対象区域は、市街化区域以外の区域
- ◇貸借の設定期間は、概ね10年以上が好ましいが、短期間でも可能
- ◇受け手となれる者は、目標地図に位置付けられる農業を担う者、中心経営体、認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協等の団体等
- ◇機構が借り受けることができる農地は、耕作が可能な状態であり、原則として1年以内に受け手に貸し付けることが確実な農用地等

農地中間管理事業の流れは？



農地を貸したい方（出し手）は

相手が決まっている!!

相手が決まっていない？

1 農地の貸付けの申し出

農地の貸付け先（受け手）が決まっている方は、まず**市町の担当部署**へお申し出ください

貸付け内容等を確認し、機構に対する意見書を作成します

1 貸付希望農地の届出と確認

農地の貸付けを希望するが、まだ貸付け先（受け手）が決まっていない方は、まず**市町の担当部署**をお訪ねください

貸付けを希望されている農地が貸付け可能なものかどうか、確認します

2 機構への貸付け可否の決定

市町からの意見書を受け、機構で貸付けの可否を決定します

2 貸付希望農地の機構登録申請書の作成・提出

貸したい農地の状況や条件について、「**機構登録申請書**」（3ページ参照）に記入いただき、押印のうえ、農地に係る書類を添付して、提出してください

※農地に係る添付書類

固定資産税課税明細書の写し、又は農地台帳の写し

3 機構への貸付け手続き

市町を通じて機構への貸付け手続きを行います

この際に出し手の方には必要書類の記入と押印をしていただきます

3 機構HPへの情報掲載

出し手の方の希望に応じて、機構のホームページに貸付希望農地の情報を掲載し、広く受け手を募ります

機構のホームページで、農地の借受けを希望する担い手（受け手）の情報を探すこともできます

4 受け手への貸付け手続き

機構が借り受けた農地を、機構から受け手の方に貸し付ける手続きを行います

手続きは機構と市町で行います

4 受け手が見つければ、機構への貸付け手続きに進みます

農地を貸したい

～機構登録申請書の書き方（表面）～

様式－4

貸付希望農用地等の機構登録申請書

申込日、住所、氏名、電話番号を記入して
認め印を押してください

令和 ○年 ○月 ○日

長 様

〒 790-0000

住 所 ○○市○○町○○番地

ふりがな まつやま はなこ
氏 名 松山 花子



電話番号 (089-0000-0x△□)

私は、次の1、5及び6の事項を承諾して、次の2以下のとおり農用地等を貸付希望地として登録申請します。

- 1 (公財)えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」）が農地中間管理権を取得する農用地等は、貸付希望農用地等の機構登録申請日以降1年以内に借受希望者への貸付けが確実に認められるものであること。

- 2 貸付希望農用地等（裏面のとおり）

(注) ①本登録の有効期限は、申請日以降、原則1年です。
②登録後、1年を経過して借受者が見つからなかった場合、
申請者から取り下げの申し出がなければ毎年、自動更新します。

- 3 農地の貸付けに際し、利用者の利用方法等に係る私の意向は、次のとおりです。
(該当する項目に○印を付けてください。)

☐	農地の利用方法に制約をつけたい (例) 今の形状のまま利用して欲しい	利用方法に制約をつけるかどうか どちらかに○を付けてください
☒	農地の利用方法に制約をつけない	賃料をとるかどう どちらかに○を付けてください
☐	賃料について具体的な希望がある	
☒	賃料は、0円でかまわない	受け手が決まっていない場合は機構の ホームページに掲載し募集できます 掲載を希望される場合は同意するに ○を付けてください
[具体的なご意向は、この欄にご記入ください]		

- 4 借受希望者が見つかるまでの間は、機構ホームページに掲載することについて、私の意向は次のとおりです。
(該当項目に○印を付けてください。)

☒	同意する	☐	同意しない
----------------------------------	------	-----------------------	-------

以下の事項を了承いただける場合は、□にチェック (☑) を入れてください。

チェック

- 5 機構への貸付期間が15年以上を希望される場合は、機構関連農地整備事業*が行われることがあります(必ず行うものではありません)。

*機構関連農地整備事業とは、機構が借受けている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。

チェック

- 6 本申請書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ機構事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることに異議はありません。

農地を貸したい

～機構登録申請書の書き方（裏面）～

No.	所在地 (大字、字、地番)	地目	面積 (㎡)	内容	経営 移譲	生前 贈与	永年 小作	基盤整備			合意解約 (氏名)
								整備	未整備	計画	
	〇〇市〇〇町123番地	現況	耕作可能面積	① 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他							
	登記名義人	登記	登記	()							
	〇〇市〇〇町124番地	現況	耕作可能面積	① 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他							
	登記名義人	登記	登記	()							
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他							
	登記名義人	登記	登記	()							
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他							
	登記名義人	登記	登記	()							
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他							
	登記名義人	登記	登記	()							
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他							
	登記名義人	登記	登記	()							
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他							
	登記名義人	登記	登記	()							
		現況	耕作可能面積	1 水田 2 露地作物 3 施設作物 4 その他							
	登記名義人	登記	登記	()							

貸したい農地の地番を記入してください
記入例：〇〇市〇〇町123番地

貸したい農地の現在の作付状況を選んで
該当する内容の数字に○をつけてください
「4 その他」に○をつけた場合は ()
内にその農地の状況を記入してください
例：遊休農地、資材置場 等

貸したい農地が複数ある場合は、地番ごとに行を改めてください
所在地と内容以外の欄は窓口でお調べしますので記入不要です

※ 添付書類(農地中間管理事業での貸借を更新される場合は添付を省力できます)

- ① 当該農地の詳細が分かるもの(固定資産税課税明細書の写し、農地台帳の写し等)
- ② 当該農地の位置が分かる地図等

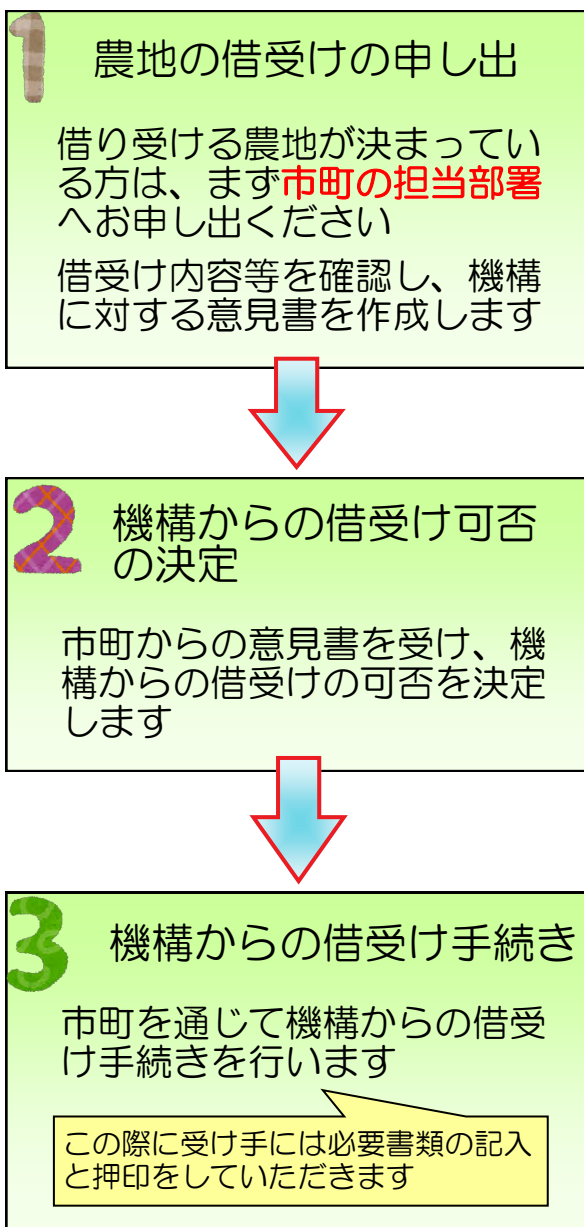
農地を借りたい方（受け手）は

農地を借りたい方に求められる条件

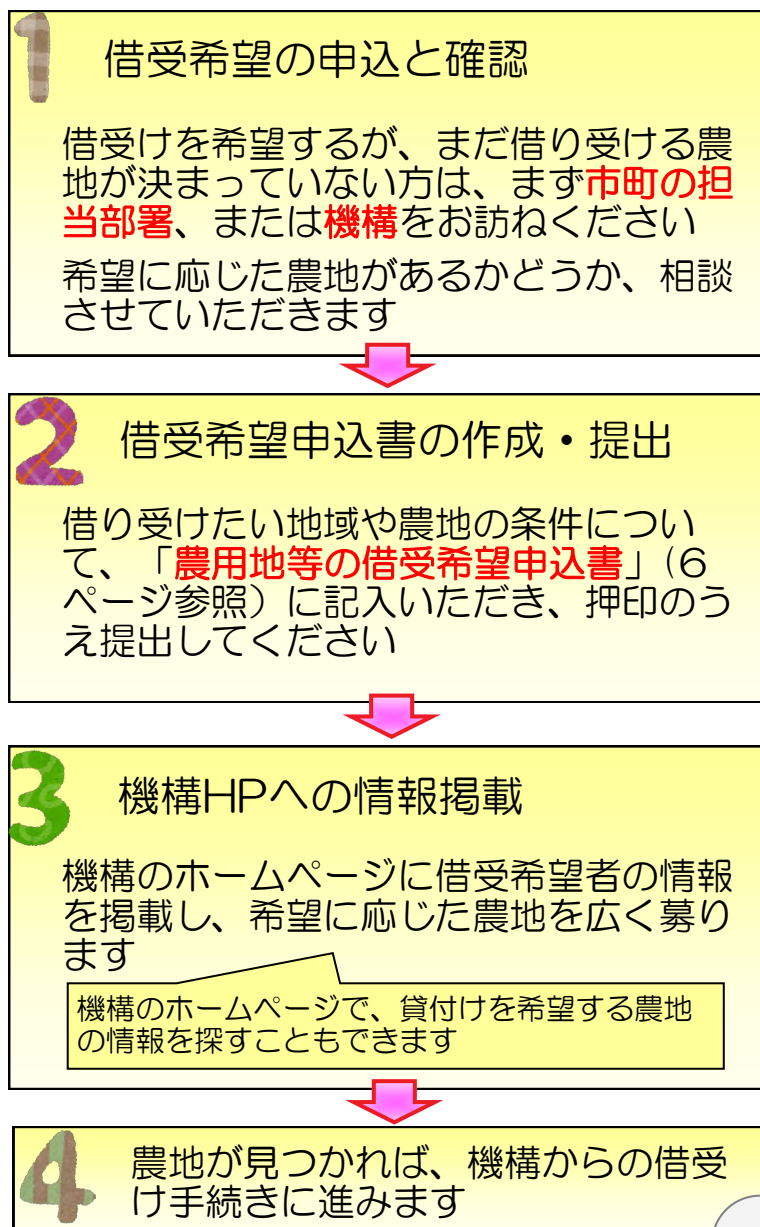
機構から農地を借り受けることができる方は、機構が定める条件を満たした**地域農業の担い手**になります

- ① **担い手**とは、地域計画の目標地図に位置付けられた農業を担う者、人・農地プランにおける中心経営体、認定農業者、特定農業法人、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協等の団体になります（農業を担う者、中心経営体、認定農業者、認定新規就農者は予定者を含みます）
- ② **担い手**の方は、借り受ける農用地を含む全ての農地を効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うことが必要です

農地が決まっている!!



農地が決まっていない?



農地を借りたい

～農用地等の借受希望申込書の書き方～

様式－１

農用地等の借受希望申込書

(公財) えひめ農林漁業振興機構 理事長 様

市町等への提出日を
記入してください

申込年月日 令和 ○年 □□月 △△日

この申込書に記載された項目のうち、「氏名又は名称」、「借受希望の内容」については機構のホームページ上で公表されることを御了承ください。

1 借受希望（申込）者の概要

氏名	(ふりがな) えひめ たろう
個人名 法人名 代表者名	愛媛 太郎 
住所	〒□□□-△△△△ 松山市三番町四丁目4番地1
生年月日(個人)	昭和・平成 ○○年 □□月 △△日 (○○才) (男・女)
法人の場合	設立年月日 構成員数 名
連絡先	電話 (0000) 000-0000 携帯 000-0000-0000

2 借受希望の内容

希望地域	市町名	松山市	地域名	○○○○地区	
	※希望地域が募集区域全域にわたる場合は「市町全域」と記入してください。 また、募集区域に希望地域が無い場合は、希望の地域名を記入して下さい。 ※貴方の現在の農業経営地域と今回の希望地域との確認です。該当に○をつけてください。				
	ア 希望地域内の農業者 イ 希望地域外の農業者 ウ 新規参入				
農用地等の 種別	田	条件	圃場整備田	希望面積	20,000 m ²
作付計画	※借受地での作付計画(作物の種別)を記入ください。 水稻、はがた麦、大豆				
借受期間	10 年				
借受理由	※該当する事項に○又は記入ください。 ア 規模拡大 イ 経営農地の集約化 ウ 新規参入 エ その他〔				

概数値を記入してください

3 借受希望者の現況(新規就農者・新規参入者については記入不要)

現在の 経営規模	所有地	5,000 m ²	借受地	20,000 m ²	計	25,000 m ²
主な 作付作物	水稻	20,000 m ²	はだか麦	25,000 m ²	大豆	5,000 m ²

4 借受希望者の現在の状況(複数選択可)

☒ ①目標地図に位置付けられた農業を担う者	☐ ②人・農地プランの地域の中心経営体(予定者を含む)		
☒ ③認定農業者(予定者を含む)	☐ ④認定新規就農者(予定者を含む)	☐ ⑤特定農業法人	☐ ⑥基本構想水準到達者
☐ ⑦集落営農法人	☐ ⑧企業・農協等の団体	☐ ⑨その他	

5 借受希望登録の自動更新についての確認

この申込書の有効期間は、機構が受理した日から1年間とし、取り下げの申し出がなければ毎年、自動更新します。
(以降は申請者から取り下げの申し出があるまで継続します)。

要望事項等(具体的にあれば記入してください)

--

※申込書に記載いただいた情報は、農地の貸付業務のために「県の普及指導機関や農地整備部門」、「市町の行政部署」、「農業協同組合」等に情報提供場合がありますので、ご了解ください。

機構集積協力金

1 地域集積協力金

地域計画の策定地域内等において、機構を活用して貸し付け又は当該貸付と一体的に行われる農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金が交付されます。

【交付対象地域】

- ①全域が同一の**地域計画**の区域に含まれていること。
- ②令和6年度にあつては、協議の場が開催されていること。

【交付要件】

1 次のいずれかの要件を満たすこと。

①交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも1割以上であること。

ア 新たに担い手に集積される農地面積

イ 機構から転貸又は特定農作業委託、機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含む）から、機構に貸し付けられ又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

※「新たに担い手に集積」とは、前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間、継続して担い手以外の者が耕作していた農地が、機構を介して担い手に貸し付け又は特定農作業委託されること及び機構を通じて特定農作業委託されること。

②事業実施年度の2月末までに、地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

2 交付単価区分1～3の地域にあつては、機構への貸付等総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積の割合が10%以上であること。

※過年度の貸付け又は農作業委託であっても、事業実施年度中に権利等を有していれば、貸付等総面積及び団地面積にカウント可能。

3 農作業委託に取り組む場合、①貸付農地と一体的に取り組む農用地利用集積等促進計画による農作業委託であり、②委託期間10年間以上、③基幹的な作業3作業以上を委託すること。

【交付単価】

	機構の活用率		10a当たり交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	40%超 50%以下	—	1. 3万円(0. 65万円)
区分2	50%超 70%以下	15%超 30%以下	1. 6万円(0. 8万円)
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2. 2万円(1. 1万円)
区分4	80%超	50%超 80%以下	2. 8万円(1. 4万円)
区分5	—	80%超	3. 4万円(1. 7万円)

機構の活用率(累積)

$$\frac{\text{貸付総面積} + \text{農作業委託総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

※「中山間地域」とは、農業地域類型の中間農業地域及び山間農業地域に該当する地域で、中山間農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域。

※過去に地域集積協力金（令和元年度から3年度までは地域集積協力金のうち集積タイプ）に取り組んだ地域においては、前回の交付単価区分より高い区分で取り組む場合に交付。

※「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けた農地総面積。

※「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地総面積。

【交付対象面積】

①貸付 対象期間内の貸付面積－再貸付等面積－貸付期間6年未満の農地面積－遊休農地面積

②農作業委託 対象期間内の農作業委託面積

※「対象期間内の貸付面積」とは、前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けた農地面積。

※「再貸付等面積」とは、前年度の2月末までに機構に貸し付け、又は機構を通じて農作業委託したことのある農地で、再度機構に貸し付けられた農地の面積。

※「対象期間内の農作業委託面積」とは、前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積。ただし、過去に地域集積協力金（令和元年度から3年度までにおいては、集積タイプ）の交付を受けた農地は対象外。

※「遊休農地面積」とは、農地法第32条第1項の規定に該当する農地。ただし、隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合は含めることができる。

2 集約化奨励金

※同一年度内で、地域集積協力金との重複交付が可能です。

地域計画の策定地域内等において、機構を活用して借り受け又は農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に奨励金が交付されます。

【交付対象地域】 地域集積協力金と同じ。

【交付要件】

1 次のいずれかの要件を、目標年度（①及び③は事業実施年度の翌々年度、②は翌々翌年度）までに達成すること。

①地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、以下同じ）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること（一般タイプ）

②地域の農地面積に占める目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること（受け皿準備タイプ）

※但し、一般タイプと一体的に取り組む場合及び目標年度までに転貸する場合に限る。

③すでに同一の耕作者の1ha以上の団地等の面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の団地等の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上となること

2 農地の集約化による効果に係る、次のいずれかの成果目標を設定すること。

①販売額または所得額の10%以上の増加

②生産コストの10%以上の削減

③は場作業時間の10%以上の削減

3 農作業受託に取り組む場合、①農用地利用集積等促進計画により、②基幹的な作業3作業を受託すること。

※「中山間地域」とは、農業地域類型の中間農業地域及び山間農業地域に該当する地域。

【交付単価】

	団地面積の割合	10a当たり交付単価	
		一般タイプ(農作業委託)	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円(0.5万円)	0.5万円
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円(1.5万円)	1.5万円
	1団地の平均面積が1.5倍以上増加		※1団地当たりの交付対象面積は4.0ha(中山間地域は2.0ha)が上限

1団地当たりの平均面積

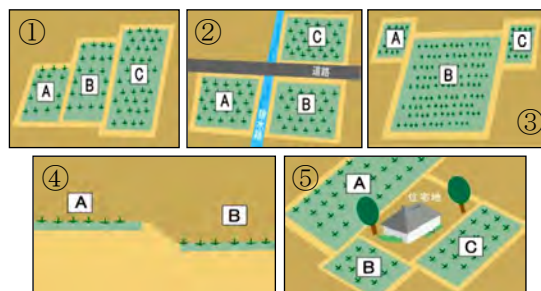
耕作者の耕作面積

団地数

※独立する1筆のほ場も1団地にカウント

※「団地」とは、一連の農作業に支障をきたさない次の農地です。

- ① 畦畔で接続する2筆以上の農地
- ② 農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地
- ③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地
- ④ 段状に接続する2筆以上の農地
- ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地



【交付対象面積】

①対象期間内の転貸面積（貸付期間6年以上）のうち新たに団地化した面積

②対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積

※過去に集約化奨励金（令和元年度から3年度までは地域集積協力金のうち集約化タイプ）の交付を受けた農地は対象外。

※「対象期間内の転貸面積」とは、前年度の3月から目標年度の2月末までに機構から転貸した農地面積。

※「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者又は目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の耕作者の1ha以上の団地等について、前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積。

※「対象期間内の農作業受託面積」とは、前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積。

農地中間管理事業を利用すると

1 農地の固定資産税が軽減されます

所有する全農地(10a未満の自作地を残すことができます。)を新たに機構に貸し付けると、当該農地の固定資産税が次年度から以下の期間、1/2に軽減されます。
対象農地は、農業振興地域内の農地に限られます。

貸付期間	10年以上15年未満	15年以上
軽減期間	3年間	5年間

2 スーパーL資金の金利負担が軽減されます

目標地図又は人・農地プランに位置付けられた認定農業者、若しくは継続的な農地利用を図る者として市町が認める認定農業者は、(株)日本政策金融公庫が貸し付けるスーパーL資金(農業経営基盤強化資金)が貸し付け当初5年間、実質無利子になります。

3 新規就農者への支援が受けられます

独立・自営就農時年齢が50歳未満の認定新規就農者で、目標地図又は人・農地プランに位置付けられている(位置付けられる見込み)、若しくは機構から農用地等を借り受けている場合、経営開始資金や経営発展支援事業の交付対象となります。

①経営開始資金 150万円/年(12.5万円/月)×最長3年間

※前年の世帯所得が原則600万円未満の者が対象

②経営発展支援事業

機械・施設の導入等を対象に事業費1,000万円(経営開始資金の交付対象者は500万円)を上限に支援、補助率は3/4以内

4 農業機械や施設の導入を支援します

①農地利用効率化等支援交付金

目標地図に位置付けられた認定農業者・認定新規就農者等、若しくは継続的な農地利用を図る者として市町が認める者が、農地の集約化に向けて機械・施設を導入する場合、300万円を上限に支援。補助率は3/10、融資主体支援タイプ。

※目標地図に位置付けられた者で、目標年度の経営面積が一定の基準以上となる場合は、600万円

※先進的農業経営確立支援タイプ(より高い目標をもって経営の高度化や規模拡大に取り組む場合)は、個人1,000万円、法人1,500万円

②担い手総合支援事業のうち認定農業者機械施設整備(県単)

農地中間管理事業を利用しながら、農地の集積や経営規模の拡大等に取り組む人・農地プランに位置付けられた認定農業者が、機械・施設を導入する場合に経費の一部(補助率1/3以内)を支援します。

※事業を実施するためには、農地中間管理事業により利用権設定が必要です。

5 生産基盤の整備(ほ場整備等)が行えます

①農地中間管理機構関連農地整備事業（県営事業）

【事業内容】

農地の集積・集約化につながる農地整備事業（区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路等）や実施計画等策定事業

※農地整備事業では、上記の「一般型」の他に「省力化整備型（基盤整備済み農地を対象に畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等省力化のための整備）」が実施できます。

【実施要件】

ア 全ての対象農地に、事業計画の公告日から15年以上の農地中間管理権（農業経営等の委託を含む）を設定

イ 対象農地を100%担い手に集積、事業完了後5年以内に8割以上担い手に集団化

ウ 対象農地面積は10ha以上（中山間地域等は5ha以上）

※対象農地が分散する場合、各団地が1ha以上（中山間地域等及び樹園地は0.5ha以上）

エ 事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に収益性が20%以上向上

②農地耕作条件改善事業（事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区等）

【事業内容】

ア 地域内農地集積型

○定額助成（標準的な工事費の1/2相当） 区画拡大、暗渠排水、用排水路・農作業道の更新整備等

○定率助成（平地50%、中山間地域等55%） 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道等

イ 高収益作物転換型

基盤整備と併せて、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系の導入、販売先の調査、先進的な技術の導入、研修会の開催、実証展示ほ場の設置・運営等の取組みが可能

ウ スマート農業導入推進型

GNSS基地局の設置、トラクタの自動操舵システムの導入等

※ GNSS (Global Navigation Satellite System) とは、人工衛星（測位衛星）を利用した全世界測位システム

エ 病虫害対策型

病虫害の発生予防・まん延防止に向けた土層改良（反転耕、堆肥施用、明渠排水等）や排水対策等

オ 水田貯留機能向上型

雨水等の貯留機能を担う「田んぼダム」の実施に必要な畦畔補強等

カ 土地利用調整型

農地ゾーニングのための作業道・用排水路の整備、交換分合（権利関係等の調査・調整）等

【実施要件】

ア 事業対象地域は、農振農用地のうち**地域計画策定区域等**（病虫害対策型は病虫害発生区域）

※地域計画策定区域について、6年度は協議実施区域の経過措置有り

イ 事業費は200万円以上

ウ 農業者は2者以上

お問合せ・資料の請求は

市町名	担当部署名	電 話	郵便番号	住 所
松山市	農林水産振興課	089-948-6566	790-8571	松山市二番町四丁目7番地2
今治市	農林水産課	0898-36-1542	794-8511	今治市別宮町一丁目4番地1
宇和島市	農林課	0895-49-7022	798-8601	宇和島市曙町1番地
八幡浜市	農林課	0894-22-3111	796-8501	八幡浜市北浜一丁目1番1号
新居浜市	農林水産課	0897-65-1262	792-8585	新居浜市一宮町一丁目5番1号
西条市	農水振興課	0897-52-1216	793-8601	西条市明屋敷164番地
大洲市	農林振興課	0893-24-1727	795-8601	大洲市大洲690番地の1
伊予市	農業振興課	089-983-6350	799-3122	伊予市市場甲127番地1
四国中央市	農業振興課	0896-28-6323	799-0422	四国中央市中之庄町1684番地16
西予市	農業水産課	0894-62-6409	797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
東温市	農林振興課	089-964-4409	791-0292	東温市見奈良530番地1
上島町	農林水産課	0897-75-2500	794-2592	越智郡上島町岩城1427
久万高原町	農業戦略課	0892-21-1111	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万212
松前町	産業課	089-985-4131	791-3192	伊予郡松前町大字筒井631番地
砥部町	農林課	089-962-5667	791-2195	伊予郡砥部町宮内1392番地
内子町	農村支援センター	0893-44-2199	791-3392	喜多郡内子町内子1515番地
伊方町	農業支援センター	0894-38-2658	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
松野町	農林振興課	0895-42-1114	798-2101	北宇和郡松野町大字松丸343番地
鬼北町	農林課	0895-45-1111	798-1395	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
愛南町	農林課	0895-72-7311	798-4196	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

基盤整備事業に関すること

名 称	電 話	郵便番号	住 所
愛媛県土地改良事業団体連合会	089-927-7000	790-0064	松山市愛光町1番24号(県土連ビル)

愛媛県の農地中間管理機構

名 称	電 話	郵便番号	住 所
公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 HPのアドレス https://enk.or.jp/	089-945-1542	790-0003	松山市三番町四丁目4番地1 (愛媛県林業会館内)

愛媛県庁の担当部署

名 称	電 話	郵便番号	住 所
農林水産部農政企画局 農政課農地・担い手対策室	089-912-2215	790-8570	松山市一番町四丁目4番地2 (愛媛県庁内)